

平成 19 年 第 2 回臨時会

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 錄

会 期

平成 19 年 11 月 13 日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	1
説明の為出席した者	1
職務の為出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第16号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の制定について	3
提案理由の説明 松浦広域連合長	3
提案理由の詳細説明 高野事務局長	4
閉 会	9
会議録署名議員	10

参考資料

議案等審議結果一覧表	11
------------	----

平成19年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

◎会期 1日：平成19年11月13日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階大会議室

◎議事日程 第1号

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第16号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

◎出席議員（19名）

1番	宮田和夫	2番	真下三起也
3番	丸山和久	4番	北村久瑩
5番	佐藤光好	6番	大和溥
7番	山田隆史	8番	山崎義朗
9番	長谷川正博	10番	高橋敬
11番	隅田川徳一	12番	高橋總一郎
13番	上原和明	14番	藤生英喜
15番	石川眞男	16番	黒澤功
17番	山田光次	18番	砂山芳夫
19番	川島洋		

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	副広域連合長	針ヶ谷照夫
事務局長	高野泰孝	事務局次長	土屋秀夫

総務課長 設楽修一 資格給付課長 岩佐信一
会計課長 青木哲

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記	林 昌 宏	議会書記	浦 野 英 登
主 幹	阿佐美 忍	主 幹	福 井 保次郎
主 幹	信 澤 和 秀	主 任	小 林 哲 彦
主 任	小此木 亜希子	主 任	品 田 英 俊
主 任	吉 井 光 久	主 任	諏 訪 友二郎
主 任	林 寛 昭		

◎開 会

午後 1 時 39 分

○ 議長（宮田和夫君）

これより平成 19 年第 2 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。
本日の議事日程は、第 1 号でお手元に配付したとおりであります。

◎開 議

○ 議長（宮田和夫君）

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○ 議長（宮田和夫君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（浦野英登君）

8 月の第 1 回定例会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。館林市選出の井野口議員は、
広域連合議員を去る 9 月 27 日に辞職し、新たに同日開会の館林市議会において、長
谷川正博議員が当選された旨の報告がありました。

次に、監査委員から 4 月分から 8 月分までの現金出納検査の結果報告がありました
ので、写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。以上でございます。

◎議席の指定

○ 議長（宮田和夫君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました長谷川議員の議席につきましては、ただ今御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮田和夫君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番大和溥議員、7番山田隆史議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（宮田和夫君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮田和夫君）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決まりました。

◎条例議案の上程

○ 議長（宮田和夫君）

日程第4、議案第16号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました議案第16号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、1ページを御覧いただきたいと思います。本案は、本広域連合が行う後期高齢者医療について、法令の定めがあるものほか条例に定めようとするものでございます。

後期高齢者医療制度は、皆様御承知のとおり来年4月から施行されますが、今後の保険料徴収事務の都合上、11月中に本広域連合の保険料を確定する必要があるため、本日の臨時議会において本条例案を御審議していただくことになりました。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

それでは条例案の内容につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法の施行令、規則の規定に基づき、これらの法令を実施するため、平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度に必要な規定を定めるものでございます。

条例案は、目次にありますとおり6章、29条から構成されています。本条例の作成に際しまして、国が示した条例案を参考にしております。条例の内容につきましては、条文の順に従いまして御説明申し上げます。

第2条は、葬祭費を5万円支給すると規定しました。支給額につきましては、県内市町村国保で支給する葬祭費の8割以上を占める金額である5万円とさせていただきました。第2項は、他の医療保険におきまして葬祭費に相当する給付が支給されたときは、広域連合では葬祭費を支給しないこととしています。

議案書2ページになりますが、第3条は、保健事業を実施することを規定しています。高齢者の医療の確保に関する法律では、保健事業は広域連合の努力義務とされています。本広域連合では、実施義務のある40歳から74歳までの特定健康診査と同様に、後期高齢者にとりましても糖尿病等の生活習慣病を発見するための健康診査は重要であるとの認識に立ちまして、健康診査を実施することと規定しました。

なお、保健事業の実施につきましては、現行の老人保健法による基本健診である実績のある市町村に委託して実施して参りたいと考えています。健診項目につきましては、国で示した特定健康診査の健診項目に準じた項目とする予定であり、事業委託先の市町村と現在調整を行っているところでございます。健診費用は、直近の平成19年度の老人保健法による基本健診のデータを元に、個別健診と集団健診の費用、受診比率等を考慮し、1人あたりの平均費用を7,800円として、受診率は、県内受診率の実績であります47.7%を見込んでいます。

次に、第4条の保険料の賦課額では、後期高齢者医療におきましては、被保険者の保険料は、所得割額と均等割額の合計額としています。なお、賦課額に、100円未満の端数があるときは、切り捨てるなどを規定しています。

第5条は、保険料の所得割額の算出方法を定めるものです。算出方法は、基礎控除後の総所得金額等に所得割率を乗じて得た額が所得割額となります。

なお、所得割率は、第1号の所得割総額を第2号の総所得金額の合計額で除して得られた率でございます。

3ページの第6条は、保険料の均等割額の算出方法を定めるものです。均等割額は均等割総額を被保険者数で除して得られる額を100円未満は切り上げて端数処理を行なうと規定しています。

第7条は、本広域連合においては、原則として、統一された保険料率と規定しています。

第8条及び第9条は具体的な保険料率の数値を規定するもので、所得割率は、100分の7.36とし、均等割額は、3万9,600円と規定しています。

第10条は、法律の施行令で規定されている賦課上限額50万円を本条例案の賦課限度額と規定しました。

第12条は、お手元の議案参考資料、2ページ綴りの議案参考資料というのがございますが、そちらの2番の所得割率及び均等割額の算出根拠となる費用と収入の欄と対比して御覧ください。

まず、保険料賦課総額は、特定期間である2年間における費用と収入の差額を予定保険料収納率で除して得られた額を保険料賦課総額と定義しています。保険料の対象となる費用は、第1号のアに列記されている各療養費、保健事業に要する費用などの合計額となります。同じく第1号のイは、保険料率の算定にあたり、収入として見込んでおります国、県、市町村の負担金、各保険者からの支援金である後期高齢者交付金などの合計額となります。第2号の予定保険料収納率は、過去の実績を考慮して算定される率と定めています。

次に、議案参考資料2枚目、3の所得割率及び均等割額の算出方法の欄と対比して御覧ください。第3号では、賦課総額は所得割総額と均等割総額の合計額とし、所得割総額は均等割額に国から示された所得係数を乗じて得た額としています。

5ページになりますが、第14条は、低所得者への軽減措置を定めるもので、所得に応じて均等割額を7割、5割、2割に減額するものです。第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減を行う措置です。

6ページの第15条は、被扶養者の保険料軽減措置を定めるもので、加入後2年間は、均等割額を半額にすることを規定しています。なお、国において、検討されてい

ました、被扶養者の保険料徴収の凍結に関して、条例で定める旨の通知がありましたので、その期間、軽減措置につきましては、本条例案の附則に定めることとしました。

第17条は、保険料の全部又は一部を6か月以内に限って、徴収を猶予することができる旨規定しているもので、第1号から第5号の場合に該当するときに、猶予するものであります。第1号では災害により、財産について著しい損害を受けた場合を規定し、第2号から第4号では世帯主が長期入院、失業、農作物の不作等により収入が著しく減少した場合を規定しています。

7ページ、第18条ですが、保険料を減免することができることを定めるものです。適用される内容は、第17条の保険料の徴収猶予と同様、被災による財産の損害や病気等による収入減の場合を規定しています。

8ページの第21条は、保険料の納付の流れを定めるもので、保険料の徴収は市町村が行い、広域連合に納めることとしています。

次に、9ページ第25条以下は、罰則に関する規定であり、過料の額等は国民健康保険法に準じております。

10ページの附則、第5条、第6条は、保険料率の均一賦課の特例となっています。医療費が県平均と比べ20%以上低い市町村に対し、保険料率を下げるなどを規定するものです。

12ページの別表に記載する3町村、上野村、甘楽町、六合村が不均一賦課の適用を受けると規定しました。

それから11ページから12ページにかけて、第7条から第9条は、本条例案第15条で規定する被扶養者であった被保険者にあっては、被保険者の均等割額を20年4月1日から9月までは徴収せず、20年10月1日から21年3月までは9割軽減することを規定しています。条例案の説明は以上でございます。

○議長（宮田和夫君）

ただ今提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許可いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮田和夫君）

16番、黒澤議員。

○16番（黒澤功君）

14条になりますか、保険料の低所得者に対する軽減措置についてなんですが、この7割、5割、2割の軽減という措置については、全国統一の規格と言いますが、基準になっているという説明を前もって受けておりますが、これに各都道府県ごとに追加して、さらに軽減措置を検討することができるかどうかということをまずお伺いし

たいと思います。それから、できるとして、7割軽減以下のさらに所得の少ない所帯、個人、こういう人達にとって更にきめ細かい軽減措置が必要ではないかというふうに思います。中にはですね、生活保護所帯以下の所得という、そういう所帯や個人がございまして、私も今度の後期高齢者医療制度等の導入に際して住民の声を聴く中で、2人して、高齢者夫婦2人して大腸ガンの手術をして人工肛門を着けていたりする中で、これ以上医療費負担、保険料負担が増えるような制度であれば、その前に安樂死を認める法律を作ってくれというような、これ本気で言っているのかどうかは別としまして、そういう声もありました。本当に年金がほとんどない、あるいはわずかの家庭ではこれから冬になると暖房費をどうするかとか、いろんな対策を、本当に爪に火をともすというようなことを実際やっている家庭もありますし、そういうところの所帯にとっては、この7割だけで終わるという軽減措置ではなくて、さらに8割、9割というようなことでの、そのところでの軽減措置が必要ではないかというふうに思いますので、そういうことの追加がこれから検討できるかどうか、今回もしできなれば今後そういう検討ができるかどうかということについてお伺いします。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

国の、全国的な統一の7割、5割、2割ですけれども、国はこれ以上のことはできないということで、あとは県で独自にやるかどうかという話になろうかと思います。後期高齢者医療につきましては、だいたいその8割方が国民健康保険の方から移行して来る方が多いですから、こちらの広域連合、後期高齢者医療制度だけでそういった特例措置と言いますか、そいつたものを作るというのも74歳までは適用ならなくて、75歳からはそういう特例措置があるというのもちょっと市町村の方とすると色々やりづらい面も出てくるのかなと思います。いずれにしてもそいつた特例を認めるとなると、やはり市町村とよく協議してからでないとできないのではなかろうかと考えております。

あとは生活保護以下の方ということですけれども、生活保護も現在群馬県ですと、65歳以上で約4千人ぐらいの方が該当するのにならうかと思います。生活保護は、いよいよ広域連合と言いますか、医療制度の保険料を払えないということになりますと、最終的には生活保護でカバーしてもらうということにならうかと思います。以上です。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○ 議長（宮田和夫君）

16番、黒澤議員。

○ 16番（黒澤功君）

資格証明書が発行されるという、今までの老人保健ではそういうことはなかったんですねけれども、今度は資格証明書が発行されるということになりましたので、その資格証明書が発行されるというのはほとんどが、特別徴収、年金からの差引きではない人のところでそういう問題が起こるのでないかということは予想される訳ですが、その中で今述べましたような本当に低所得の人にとって、そういう問題も生じてくるというようなことがあると思います。国保と連携してということなんですが、介護保険なんかでいきますと当初発足してから、後にですね、軽減措置が多少こう下のところで細分化されてきたという経過がありますので、そういったことも例に、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長（宮田和夫君）

答弁は特に必要ございませんね。

○ 16番（黒澤功君）

はい。

○ 議長（宮田和夫君）

ほかにございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○ 議長（宮田和夫君）

15番、石川議員。

○ 15番（石川眞男君）

お世話になります。1点質問させていただきます。75歳以上となりますと、まあ男女の平均寿命からいきますと、あと10年弱ですね、どちらにとってもね。そういう状況の中で、まあ大雑把に1割負担をお願いする、強いていくというようなことの状況だと思うんですけども。参考資料の要請書というのがあるんですけど、何万人かの署名で要請書が出たそうですけども、この中の言っていること、今この条例の中で、今後反映されるような状況になっていくのかちょっとお尋ねしたいです。もっと具体的に言った方がいいですか。

○ 議長（宮田和夫君）

事務局長。

○ 事務局長（高野泰孝君）

要請書の項目としましては、確かに5点あったと思います。まず、要請項目の1点目の高齢者の生活実態に即した保険料にしてくださいという内容ですが、要請内容ですが、これにつきましては、保険料につきましては給付の内容を落とすことなく、なおかつ、保険料負担が過大にならないように設定したと考えております。それから2点

目の資格証明書を発行しないでくださいという部分ですが、これにつきましては、資格証明書の発行は一応法律の方で規定されているため、発行しないという団体の要請は実現するのは困難と考えております。それから3点目の保険料の減免制度を独自に作ってくださいということですが、これにつきましては、保険料の独自の減免制度は条例案で一応減免規定を設けております。それから4点目の健診は今までどおり希望者全員が受けられるようにしてくださいという点ですが、これにつきましては、現在希望する方は全員受診できるように考えております。また、個人負担も徴収しないということで考えております。それから5点目の高齢者の意見を反映できる仕組みを作ってくださいという点ですが、これにつきましては、広域連合の重要事項につきましては、被保険者、医療関係者、保険者等の代表等で構成されました懇談会を設置して、意見を聴いております。以上です。

○ 議長（宮田和夫君）

よろしゅうございますか。

○ 15番（石川眞男君）

はい。

○ 議長（宮田和夫君）

ほかに質疑ございますか。ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、討論を終わります。

○ 議長（宮田和夫君）

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○ 議長（宮田和夫君）

起立多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（宮田和夫君）

これで、本臨時会に上程されました議案は全て終了いたしました。

○閉 会

○ 議長（宮田和夫君）

これをもちまして、平成19年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合臨時会を閉会いたします。御苦労様でございました。

午後2時3分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年11月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長 宮田和夫

議員 大和溥

議員 山田隆史

參 考 資 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成19年11月13日（火） 1日間】

事件番号	件 名	審議結果
議 案 第 16 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定について	原案可決